

令和8年度 常設展示等更新事業委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度 常設展示等更新事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

3 事業目的

沖縄空手会館は、国内外に向けて「空手発祥の地・沖縄」を強力に発信するための施設であることから、館内に設置した博物館相当施設である展示施設を文化観光拠点に位置付け、展示施設の魅力向上及び受入環境整備を行うことにより、沖縄が世界に誇る伝統文化である「空手」を観光資源として国内外から観光客を誘客し、周辺施設との連携及び相互送客により交流人口の増加を図る。

具体的には、沖縄空手会館の展示施設リニューアルを実施するため、展示更新監修委員会の設置・運営を行い、展示更新に係る基本方針や基本設計等の作成を行うほか、来館者の興味関心や体験した際の理解度を増幅させる先進的な展示手法・体験装置等を導入するため、それらを目的とした視察を企画・調整する。

4 委託料上限額

委託料は、14,086,000円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。

5 委託業務の概要

主な業務は次のとおりとし、事業内容や方法等の変更が必要となった場合は、双方協議の上で取り決めるものとする。

- (1) 展示施設リニューアルに係る監修委員会の設置と運営
- (2) 展示施設リニューアルに係る展示更新基本方針及び基本設計等の作成
- (3) 体験装置・展示方法等を対象とした視察の企画・調整
- (4) 実施計画書、各種成果物及び事業完了報告書の作成と納入

6 業務内容

- (1) 展示施設リニューアルに係る監修委員会の設置と運営

①展示更新監修委員会を設置すること

ア 委員については10名以内とし、以下のメンバーで構成する。

- a 沖縄空手を分野とする学識経験者
- b その他関連分野の学識経験者
- c 沖縄空手会館関連者・空手経験者
- d 観光関係者
- e 教育関係者

f 博物館有識者

②展示更新監修委員会を運営すること

ア 受託者は沖縄県の指示の下に委員会を運営し、委員との日程調整、会場準備、各会議の資料作成、出席、説明、議事録作成、関係機関との協議及び手続き、委員への旅費・謝金支払い等を担うこととする。

イ 受託者は基本方針及び基本設計を作成するにあたり、委員会の協議を踏まえ、展示施設リニューアルに必要となる資料作成及び情報収集、調査等を行う。

ウ 委員会の開催にあたって、受託者は原則対面参加とする。

(ただし、特別な事情がある場合はオンラインでの開催・参加を可とする。)

エ 委員会の開催にあたって、委員は原則対面参加とする。

(ただし、特別な事情がある場合はオンラインでの参加を可とする。)

オ 委員会の開催は概ね5回程度を想定しているが、進捗状況により増減することがある。

(2) 展示施設リニューアルに係る展示更新基本方針・基本設計の作成

①基本方針の作成

ア 監修委員会の意見を踏まえ基本方針を作成すること。

イ 基本方針の内容は次のとおりとする。

a リニューアルの趣旨(経緯・方針・対象)

b リニューアルの内容(現状・課題・リニューアルの考え方)

c その他、博物館としての機能強化

ウ 上記に加え、展示等のテーマ、項目構成、資料・情報、展示手法、演出装置、展示空間・デザイン企画、事業活動等について、沖縄空手会館の課題と状況を分析し、効果的な企画を提案すること。

②基本設計の作成

ア ①で作成した基本方針を基に基本設計を作成する。

イ 基本設計の内容は次のとおりとする。

a リニューアル後の展示構成・項目(資料構成)

b リニューアル後の常設展のゾーニング

c リニューアル後の体験装置・シアター室の構成

d 概算費用の算出及び計画スケジュールの作成

e その他、博物館としての機能強化

③リニューアル範囲について

ア 本事業においてリニューアルの対象となる展示施設の範囲は沖縄空手会館の常設展(資料室)、企画展示室及びシアター室とし、その詳細は次のとおりとする。

a 壁面解説文の更新

※最新の研究成果等を踏まえ、解説文の内容を時点修正するものとする。

b 体験装置・シアター室・企画展示室(展示期間外)の更新

※企画展示室において開催する企画展は毎年10月～翌3月ごろに実施しており、展示期間外の新たな活用方法について提案するものとする。

- c 展示資料の見せ方・レイアウト等の更新
- イ 展示施設の詳細は次のとおりとする。
 - a 構造 鉄筋コンクリート造
 - b 床面 タイルカーペット貼り
 - c 総床面積 約 598 m²
 - d 壁面 コンクリート下地クロス張り
 - e 総壁面高 約 2700～3600mm

④リニューアル工程について

ア 沖縄空手会館・展示施設のリニューアルは今年度（令和 8 年度）から令和 10 年度までの 3 年間で実施するものとし、年度ごとの実施スケジュール（案）は次のとおりとする。

- a 令和 8 年度 基本方針・基本設計の作成
 - ※沖縄空手会館の現状・課題を踏まえたリニューアルするポイントの見直し、リニューアル方針（方向性等）と具体的な展示構成・ゾーニング等の作成
- b 令和 9 年度 実施設計の作成
 - ※基本設計を元にした詳細な寸法・使用・材質・数量・施工図等の施工に向けた詳細図面の作成
- c 令和 10 年度 リニューアルに向けた施工
 - ※実施設計に基づいた実際のリニューアル作業の実施

イ 上記で示したスケジュール（案）は現時点のものであり、事業の進捗状況や予算措置状況等で変更が生じることに留意すること。

(3) 展示施設リニューアルに向けた先進地視察の企画・調整

①視察の企画・調整

- ア 先進的な体験装置や展示手法を対象とした視察（1カ所以上）の企画及び視察先との調整を行うこと。
- イ 視察同行者は監修委員・委託者・受託者を想定し、受託者は日程調整、監修委員の旅行手配、旅費の支払い等を行うこと。
- ウ 受託者は視察が円滑に進むよう、視察先とのあらかじめの調整を行い、視察当日に視察先の詳細な説明が受けられるよう調整すること。
- エ 視察先については、来館者の増加に繋がる先進的な取組を行っている施設や、例として以下の展示手法等を取り入れている施設を提案すること。
 - a AR（拡張現実）、VR（仮想現実）、ToF（センサー）を活用した手法
 - b プロジェクションマッピングを用いた手法
 - c ハンズオン等を用いた手法
 - d 模型やサウンドスケープを活用したジオラマ、人形等を用いた手法
 - e 3D（立体データ）を活用した手法
 - f アクティビティプログラム（体験学習・役になりきり案内等）を用いた手法
 - g その他、参考になると提案する手法
- オ 前項の視察先については監修委員会における協議進捗状況を踏まえたうえ、協議内容の参考となる施設を選定すること。

カ 受託者は視察に同行し、視察先の先進的、または参考になる取組、課題等について調査を行い、委員の意見等も含めた視察報告書を、原則視察日の次に開催される監修委員会において、協議の参考として提出すること。

- (4) 実施計画書、支払関係帳簿、各種成果物及び事業完了報告書の作成と納入
- ①上記(1)～(3)の業務に係る実施計画書の作成及び提出
 - ②上記(1)～(3)の業務に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管・提出
 - ③上記(1)～(3)の業務に係る事業完了報告書及び製作物等の成果品の納入
 - ア 展示基本方針、基本設計（案）書
 - イ 設計・施工予算書
 - ウ 設計・施工工程表
 - エ 展示イメージパース図
 - オ 委員会等の議事録
 - カ 成果品の電子ファイルを格納した媒体（USBメモリまたはCD-ROM等）

7 業務の実施体制

本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。実施体制については、組織体制図を作成すること。

8 業務進捗状況及び打ち合わせ

受託者は、必要に応じて、県との連絡会議の開催またはその他の適切な方法により、業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。

9 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- (2) 契約の主たる部分の再委託

- ①契約金額の1/2を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

- (3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

- (4) 再委託の承認

上記(1)～(3)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するような簡易な業務については、承認手続の例外とする場合がある。

- | |
|---------------------|
| (ア) 資料の収集・整理 |
| (イ) 複写・印刷・製本 |
| (ウ) 原稿・データの入力及び集計 |
| (エ) 通訳・翻訳業務 |
| (オ) 荷物の輸送・移動手配 |
| (カ) 参考書籍・文献・消耗品の購入 |
| (キ) 写真・動画の撮影、編集 |
| (ク) 展示物等設営 |
| (ケ) その他、県が簡易と決定した業務 |

10 留意事項

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、予算や諸事情によって変更することがある。
- (2) 本仕様書に記載の無い事項並びに記載内容の変更又は詳細確認については、県と受託者との協議のうえ決定する。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、県と密接な連携のもとで取り組むものとする。

11 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本委託業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）は、沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。